

ベルギー

Commission for the Protection of  
Privacy (CPP)

2014年3月18日  
特定個人情報保護委員会

# I 経緯

- \* 1983 番号法制定
- \* 1990 社会保障クロスロードバンク法(CBSS法)制定
- \* 1992 個人情報の処理に係るプライバシーの保護に関する法律制定  
プライバシー保護委員会設立
- \* 1995 EU委員会の個人情報に関する指令 95/46/EC
- \* 1998 ベルギーの法律により、個人情報の取扱に関する権限と個人情報へのアクセス権限を調整
- \* 2003 セクター別の委員会設置(登録制度、eID、企業のクロスロードバンク等)
- \* 2004 プライバシー保護委員会が法務省の管轄からベルギー連邦委員会の下  
独立した委員会となり、国会において委員の同意、予算の決定が行われ、  
年次活動告を行うこととなる。

## Ⅱ 委員会

- \* プライバシー保護委員会は、理事長(president)、副理事長(vice-president)を含む8人の常任委員と8人の非常任委員の、合わせて16人で構成
- \* 委員には、少なくとも1人の法律家、1人のIT専門家、公共・民間それぞれのセクターで個人データ管理の経験を持つ2人のメンバーが含まなければならない
- \* 委員は3週間に1度開かれる委員会に参加
- \* すべての委員の任期は6年間で、再選可能

# セクター委員会

- \* プライバシー保護委員会の下に、6つの特定分野に特化した以下のセクター委員会を設置
- \* 部門委員会は、プライバシー保護委員会メンバーと、該当分野に詳しい専門家から構成
  - \* 国民登録簿に関する部門委員会 (Sector Committee of the National Register)
  - \* 社会保障と健康に関する部門委員会 (Sector Committee of Social Security and of Health)
  - \* 連邦政府に関する部門委員会 (Sector Committee of Federal Authorities)
  - \* 企業クロスロードバンクに関する部門委員会 (Sector Committee of the Crossroads Bank of Enterprises)
  - \* 司法部門監視委員会 (Phenix Sector Oversight Committee)
  - \* 統計監視委員会 (Statistical Oversight Committee)

# Ⅲ 事務局

- \* 事務局は、組織と経営資源、調査・研究、対外関係の3つの部門
- \* 事務局員は事務局長、広報担当者、法律専門家(Legal experts)等と合計で約50人
- \* 調査・研究部門の事務局員は、専門家として各セクター別委員会の準備や調査を行っており、自分の専門分野により各部門別委員会に関わる
- \* 専門家には、法的専門家(Legal advisers)(電子政府、健康と社会保障、税務、新技術(バイオメトリック、インターネットなど)、警察関係、EUや国際関係)、IT専門家、翻訳家などがいる

# IV 2013年予算

- \* 総収入は610万ユーロ(約8.5億円)
- \* 総支出は600万ユーロ(約8.4億円)

# V 業務内容および権限

## ①立入検査

- \* プライバシー保護委員会は、立入検査を実行する権限を有している。アプリケーションシステムの管理及び利用が行われている場所に対して、立入権限を有する。
- \* この際、プライバシー保護委員会は専門家の支援を求め、専門家を伴った立入検査を行うことができる。
- \* この場合、プライバシー保護委員は司法警察員と同様の権限を有する。

## ② 苦情処理

- \* プライバシー保護委員会は、受理した苦情が適切であった場合、その仲裁・調停を行う。
- \* 当事者間での友好的な和解に達することができれば、その解決策をプライバシー保護委員会が報告書とする。当事者間での和解に達しない場合には、プライバシー保護委員会は苦情の正当性に関する意見書を発行する。
- \* プライバシー保護委員会は、当該意見書をもってデータ管理者に対する助言を行い、さらに助言に加えて勧告を行うことがある。

## ③助言・勧告等

- \* プライバシー保護委員会は、自ら、あるいは政府や連邦議会等からの依頼により、勧告を行う。
- \* プライバシー保護委員会は、②で受理した苦情に対する和解がされない場合、苦情の合法性に基づいてデータ管理者に助言を行い、さらに助言に加えて勧告を行うことがある。

## ④情報徴求権等

- \* 個人データの由来や実施されているセキュリティ対策といった情報の提出を要求する権限を有している。
- \* ①の立入検査の際、検査に使用される書類の公開を要求する権限を有している。

## ⑤ 仲裁・調停

- \* プライバシー保護委員会は、受理した苦情が適当であった場合、その是正に向けた仲裁・調停を行う。
- \* 当事者間での友好的な和解に達することができれば、その解決策をプライバシー保護委員会が和解合意文書として報告書にまとめる。
- \* 当事者間での和解に達しない場合には、プライバシー保護委員会は苦情の正当性に関する意見書を発行する。
- \* プライバシー保護委員会は、当該意見書をもってデータ管理者に対する助言を行い、さらに助言に加えて勧告を行うことがある。

# VI 地方委員会の設置

- \* フランドル地方については、既に法律が制定されており権限の行使ができる状況
- \* ワロン地方では法律は制定されており、今年中には業務を開始できる予定
- \* 権限の範囲はCPPとは異なっており、地方委員会の権限は、Eガバメントに関するもの
- \* なお、ベルギーでは連邦制を採っており、地方政府における内政に関する権限の多くは連邦から独立している。